

令和4年度
外国人の子供の就学状況の把握・就学促進
に関する取組事例

令和5年4月

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社パデコが実施した令和4年度「外国人の子供の就学状況等調査事業」の成果をとりまとめたものです。

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和4年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を基に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

目次

■ 事例から見る取組のポイント	p.1
■ 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組例	
新ひだか町教育委員会（北海道）	p.3
大泉町教育委員会（群馬県）	p.5
南房総市教育委員会（千葉県）	p.7
岐阜県教育委員会	p.9
多治見市教育委員会（岐阜県）	p.12
湖南市教育委員会（滋賀県）	p.14
吉野町教育委員会（奈良県）	p.16

事例から見る取組のポイント

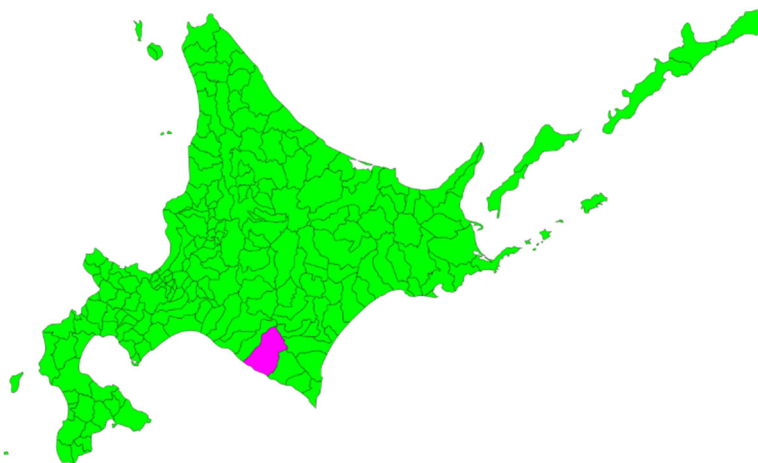
※【参考事例】の表記は、各取組例資料に関連記載があるかという観点から記載したものを。

【参考事例】に挙げていない教育委員会においても、実際には同様の取組が行われている可能性があることに留意。

- Point 1 外国人の子供の転入情報の取得・住民窓口での働きかけと連携
- 住民基本台帳と就学状況を管理するシステムがあり、市役所本庁舎にて転入手続き後、システム上で共有
【参考事例】千葉県南房総市
 - 住民窓口と教育委員会が同じ建物内にある場合、窓口から直接就学手続きに誘導
【参考事例】群馬県大泉町、岐阜県多治見市、奈良県吉野町 等
- Point 2 手続き窓口及び資料の多言語化（翻訳資料の活用、多言語説明会の実施）
- 手続き窓口にて使用する資料を多言語化
 - 多言語人材の配置
 - 外部人材の活用
【参考事例】岐阜県多治見市
- Point 3 ICT 機器やオンラインシステム等の強化
- 翻訳機の購入、タブレットや携帯電話の翻訳アプリの活用
【参考事例】北海道新ひだか町
 - 翻訳が必要な資料の申請から翻訳をオンラインシステム内で一元管理
【参考事例】岐阜県多治見市
- Point 4 既存のリソースやシステムを活用した支援
【参考事例】千葉県南房総市
- 取組の事業化（国から補助金を獲得）
【参考事例】奈良県吉野町
- Point 5 学校生活への適応に向けた就学準備支援
- 市独自の日本語初期指導教室設置や外国にルーツのある児童生徒交流会、日本語教室担当者会の開催、不就学の児童生徒への適応指導のための教室の開催
【参考事例】岐阜県多治見市、滋賀県湖南市、奈良県吉野町
- Point 6 不就学の児童に関する情報収集及び就学促進
- 市町村教育委員会職員による電話及び訪問での就学促進
【参考事例】千葉県南房総市

- Point 7 外国人の子供の受入校に対する支援
- 教育委員会職員が受入れ予定の学校へ訪問し、受入体制の確認
【参考事例】千葉県南房総市
 - 教育委員会の専門職員による巡回指導（日本語支援、学習支援）
【参考事例】岐阜県多治見市
 - 管理職研修にて外国人の子供の受入れに際する留意点等の説明会を実施
【参考事例】岐阜県
- Point 8 都道府県による情報共有、支援
- 市町村教育委員会で活用できる書類や教材のひな型を作成、共有
【参考事例】岐阜県
- Point 9 行政内の他課との連携、外国人学校との連携、他機関との連携
- 教育相談センターとの連携
【参考事例】千葉県南房総市
 - 外国人学校との連携
【参考事例】群馬県大泉町

新ひだか町教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
21,216人	203人(0.95%)	①韓国 ②ベトナム ③フィリピン	4人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月末時点）

外国人住民の居住の状況
町内の牧場に勤務するために転入してくるケースが多く、これまでは単身者が多かったが、子供連れが増加している。勤務先の従業員が外国人の受入れに慣れているため、行政手続きの際には、通訳として同行してもらっている。その場合、転入情報から勤務先に連絡をとり、協力を依頼している。

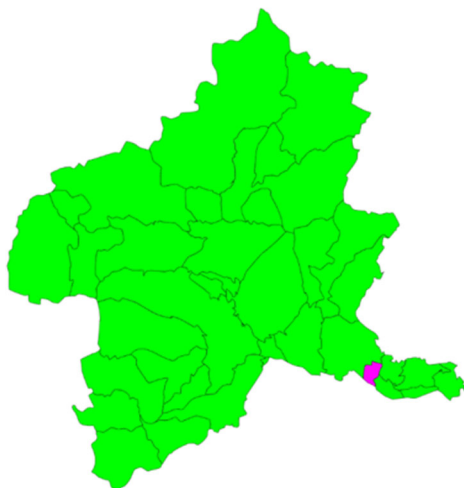
参考：新ひだか町教育委員会へのインタビュー調査を基に作成

1. 翻訳機及びタブレットの活用

新ひだか町では外国人の子供の数が多くないことから、教育委員会が個別の言語に対し通訳を雇用することは難しいため、翻訳機やタブレットを就学後の支援等に活用している。道の教育委員会に申請し、対象の学校1校につき1台翻訳機の配布を行っていたが、毎年の申請手続きを簡略化するため、現在は新ひだか町教育委員会で購入し配布している。学校からの通信等についても翻訳機のカメラ機能で対応している。GIGA スクール構想で1

人1台タブレットが配布されるようになったため、一部で Google 翻訳を活用している学校もあり、Google 翻訳は子供同士のコミュニケーション用、翻訳機は教師と子供、教師と保護者のコミュニケーション用として使用されている。

大泉町教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
41,580 人	7,828 人 (18.8%)	①ブラジル ②ペルー ③ネパール	793 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は大泉町教育委員会による情報

外国人住民の居住の状況
<p>同地域の住民がブラジルに移民として渡った過去があり、1990年の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により、日系2世、3世及びその家族が移住してきた。近年はアジア系外国人が増加しているが、全体の外国人居住者の増減はそれほどなく、常に一定の数の外国人が定住している。同地域は北関東工業地域に位置し、家電製品や食品加工、自動車部品工場が多数あり、外国人を労働者として受け入れている。</p> <p>外国籍の子供の状況について、日本での居住期間によっては母国語が話せない子供もいる。町内の学校7校全てに外国籍の子供が在籍している。平成31年度より文部科学省「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図る取組を支援）の対象となっている。</p>

参考：大泉町教育委員会へのインタビュー調査、東洋経済 ONLINE、NHK for School 等を基に作成

1. 外国人の子供の転入情報の取得・住民登録窓口での働きかけ

住民課にて手続きを行う際、学齢期の子供に関する情報がシステムで共有され、大半はそのまま異動票を持って教育委員会のある 3 階へ案内されたのち、教育委員会にて話を伺い、外国人学校への入学を希望するケース以外はそのまま手続きを行う。窓口での案内は基本的に日本語だが、教育指導課に 1 台保有している自動音声翻訳機を利用したり、個人通訳や会社の通訳、勤め先、友人、知人に同行してもらったりしているケースもある。また希少言語の場合、その言語の通訳が可能な方を電話越しで挟んでやり取りを行うこともある。

2. 就学状況の把握と外国人学校との連携

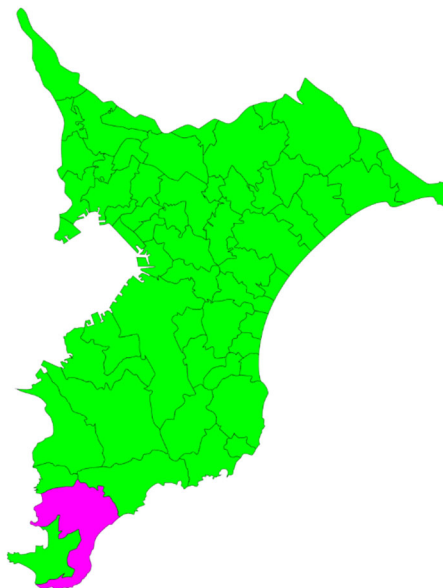
大泉町及びその近隣の市町村には外国人学校（ブラジル人学校）が数校所在している。就学状況の把握のため、近隣の外国人学校に連絡をとり、住民基本台帳にある外国人児童との照合を行うことで、公立学校にも外国人学校にも通っていないことが明らかとなった子供を不就学とみなし、直接家庭に訪問するなどして就学を促進している。また、大泉町では多文化協働課からも外国籍の家庭の支援を行っており、多文化協働課作成の広報紙 GARAPA にて日本の学校に関する案内等が行われている。

3. 多言語サロンの設置

国内外からの編入の場合、週 2 回 2 時間半ずつ開催している多言語サロンを案内している（新入学の場合は就学時健診含め日本人と同じ案内を行う）。多言語サロンでは、言語の習得、日本の学校のルールを学ぶことを目的としている。言葉や学校生活への準備ができたなら、その旨を家庭に通知し、家庭はその通知をもって教育委員会にて手続きを行う。教育委員会は同家庭の学区の学校との面談の設定を行う。

多言語サロンは外国人子女教育コーディネーター（町内に 1 名）と日本語指導助手 3 名が担当している。外国人子女教育コーディネーターは元教員を採用しており、外国人の子供の受入れの経験もあるため、その経験を生かして活動している。日本語指導助手は町内小中学校に勤務していて、ポルトガル語やスペイン語の通訳ができる方を雇用している。

南房総市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
35,930 人	407 人 (1.1%)	①ベトナム ②中国 ③フィリピン	9 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

南房総市に居住する外国人は、海沿いのホテルに勤務するなど観光業に就く人、都内勤務の人、農業の研修生として来る人などがおり、国籍や目的が異なる（アジア圏が多い）。近年、外国人居住者の人数は大きくは増加していない。在住する外国人の国籍、居住地などはばらつきがあるため、子供の立場での課題として、子供の孤立が挙げられる。外国人の子供の数が多くないため交流の場を持つことが難しい状況である。

参考：南房総市教育委員会へのインタビュー調査を基に作成

1. プレクラス・適応指導教室（スマイル）の設置

南房総市教育委員会では、子ども教育課内組織の教育相談センターが実施主体となり、プレクラス・適応指導教室（スマイル）を設置している。

集住都市と比較し外国人居住者数が多くなく、また国籍や居住地にもばらつきがある同市では、外国人の子供も日本人の子供と同様、特別な支援が必要な児童として、既存の支援の枠組みを利用して体制を作っている点が特徴である。南房総市教育相談センターの主な業務は①家庭児童相談、②特別支援教育、③適応指導の3点であり、外国人の子供についても教育相談センターの中で支援している。各種申請手続きなど保護者への困り感は、①家庭児童相談担当が支援し、学齢期の外国人の子供に③適応指導教室スマイルでプレクラスを提供している。プレクラスは基本的に3カ月ほどで、元英語教員であったスマイルの教育相談員、言葉の教室の先生（発達面での支援）、特別支援教育の先生が担当している。相談センターは指導主事3名、主査（センター長）1名、保健師長1名、特別支援教育相談員2名、家庭児童相談員2名、教育相談員5名、公認心理士1名の計15名から成り、それぞれが教員免許や保健師等の資格を有している。各部署とその下部機関の連携強化を図る目的で、教育委員会も全て1フロアに全て入っており、相談センターについても何かあればすぐに情報共有されるようになっている点も特徴である。

運営に際する課題は、毎日朝～夕実施しているが、市内に1拠点（丸山分庁舎）しかないため、親の送迎がないなどの理由から毎日来ないケースが多い点、実施言語が基本的に日本語であるため、英語以外の言語での対応が難しい点などが挙げられる。

2. 受入校への支援

外国人の子供を受け入れる学校には同市教育委員会子ども教育課の職員が出向き、子供の状況の説明や学校の受入れ体制の確認を行っている他、必要に応じて支援員を配置している。指導主事や②特別支援教育相談員が学校の巡回訪問を行い、子供の適応状況を随時モニタリングし、支援が必要な子供がいれば情報を得るようにしている。

岐阜県教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人 の子供の数
1,945,350 人	61,022 人 (3.1%)	①フィリピン ②ブラジル ③ベトナム	3,698 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月時点）

外国人住民の居住の状況
<p>平成元年の入管法改正（平成2年施行）により、日系人とその家族（日系3世までとその配偶者）に就労制限のない在留資格が付与され、また、外国人研修制度も開始されたことから、全国的に在住外国人の増加が進んだ。岐阜県でも平成20年までは右肩上がり増加し、リーマンショックなどの影響により一時減少に転じたが、平成27年からまた増加し、令和元年には過去最高の60,206人となった。岐阜県には集住地域と呼ばれる外国籍の住民が集中して居住する市がいくつかあり、在住外国人が多い順に、岐阜市、可児市、大垣市、美濃加茂市、各務原市となっている（法務省「在留外国人統計」（令和4年6月））。岐阜県では主要産業の製造業が、技能実習生の実習先や定住者の就労先となっており、産業別に見た外国人労働者の割合は「製造業」が49.7%と約半数を占める。在留資格別では「身分に基づく在留資格」が44.6%、「技能実習」が32.2%となっている（岐阜労働局『外国人雇用状況』の届け出状況について」（令和4年10月））。外国人児童数も年々増加しており、公立小中学校の外国人児童生徒数は、令和3年に3,246人と過去最高となった。</p>

参考：第4期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針（令和4年度～令和8年度）（令和4年3月）ほかを基に作成

1. 日本語指導を行うための「カリキュラム」「教材」「指導用教材」を提供（HP 掲載）

岐阜県では外国人児童生徒教育に係るカリキュラム、教材（ワークシート）、教師のための日本語指導用教材を作成し、HP で公開している。「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」において、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に日本語指導を行うための「カリキュラム」、「教材」、及び先生方に日本語指導の方法を学んでもらうための「指導者用教材」を作成している。

「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」は、年4回日本語指導を行うためのカリキュラム、教材、指導用教材の作成方法、内容、配布方法等について協議する目的で開催しており、運営は文部科学省「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業」の予算を活用している。同会議には、県教育委員会、外国人児童生徒集住市教育委員会、教育事務所（6カ所）に加え、愛知教育大学の准教授が外部有識者として参加している。

岐阜県教育委員会の HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/11443.html>

<掲載資料の例>

- 「にほんごワークブック」
日本で学校生活をスタートさせる児童生徒が、健康・安全で楽しく学校生活を送るために必要となる最小限の日本語等について効果的に指導するためのワークブックである。
- 「こくごワークシート」（学年別／小1～中1）
日本語の「読み・書き」の能力を高め、日本語の定着を図るための教材である。小学校等の国語の教科書を活用して学習できるワークシートとなっている。
- 「外国人生徒教育カリキュラム及び授業用ワークシート」（学年・教科別）
各校における日本語指導や教科指導がより実効性のあるものにするための日本語指導、数学科、社会科における、カリキュラム及び授業用ワークシートである。
- 日本語の習得状況に応じた指導者用教材
日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実態に応じて、岐阜県が作成したカリキュラムや教材等を活用しながら日本語指導を実施するための指導用教材（DVD）である（DVDは県内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に送付されている）。

県教育委員会がカリキュラムや教材を作成・共有する主な目的は、新たに外国人児童生徒を受け入れる自治体が、一から教材や個別の指導計画の作成を行わなくても済むよう、参考資料として活用できるようにするためである。県内の外国人児童生徒は年々増加しており、近年は特定の地域に集中するのではなく、地域を問わず散在する傾向にある。そのため、これまで日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する教育の経験がない学校におい

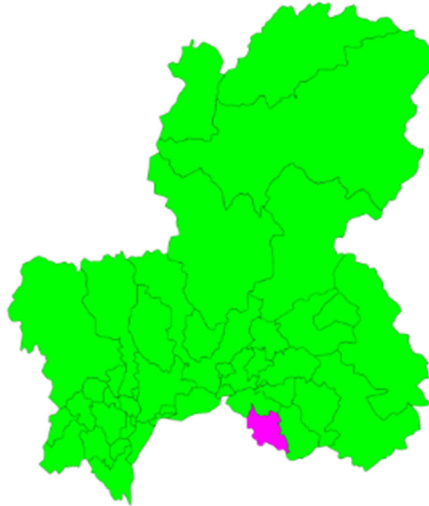
でも、突然対応を迫られるといったことも十分にあり得る状況となっている。このような状況を鑑み、県がカリキュラム・教材を作成・HP 上で公開することで、学校は必要に応じて資料を参照・活用することができる。作成された教材は、県教育委員会のホームページ（現在改訂中）に掲載しているほか、新任教頭研修や教員研修でも紹介している。

2. 外国人児童生徒の連絡協議会や教員研修を通じた情報共有

県教育委員会では、年 2 回外国人児童生徒連絡協議会を実施している。1 回目は県全体で実施をしており、各市町村の担当者が集い、各自治体の現状や効果的だった取組について情報交流を行っている。また、県教育委員会からは、外部講師を招いた研修の実施や、外国人児童生徒の受入れに関する県の方針や教材等リソースの説明を行っている。2 回目は県下に 6 カ所ある教育事務所ごとに分かれて実施しており、学校での授業研究を行うなど、各地域の実情に合わせた内容となっている。

また、県教育委員会では年 1 回の新任教頭研修と年 3 回の教員研修の際に、外国人児童生徒の受入れについての研修を行っている。研修では、外国人児童生徒の受入れにおいて必要な情報（家庭に何を聞く必要があるのか、どのような配慮が必要か等）、特別な教育課程（取り出し授業の方法等）を組むことの意味等を説明している。研修を行うことで、外国人児童生徒の受入れに対し、学校が前向きになっている様子がうかがえるという。

多治見市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人 の子供の数
107,461人	2,080人（1.9%）	①ベトナム ②中国 ③韓国	95人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月時点）

外国人住民の居住の状況
多治見市では、支援が必要となる外国籍等児童生徒数が年々増加している。本市は、外国籍等児童生徒の散住・散在地域であり、外国籍等児童生徒が市内のあちこちに点在していること、突然の転入があること、保護者の日本の教育システムに対する理解が低いことなどが特徴として挙げられる。学齢相当の外国籍の子供は各学校に1～2名ずつ在籍している。家庭内言語が日本語以外のため、日本語指導が必要な日本人児童生徒が7名在籍している。

参考：令和3年度多治見市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書、多治見市教育委員会でのインタビューを基に作成

1. 相談員と支援員によるきめ細やかなサポート

多治見市教育委員会では、外国籍等児童生徒相談員¹名と支援員7名を配置しており、

¹相談員：教員免許、日本語指導者資格、英語・スペイン語による母語支援能力を有する。支援員：教員免許、日本語指導者資格、母語支援能力のうち少なくとも1つを有する。

外国人の子供の住民登録後から就学、就学後の支援まで行う。主な業務は以下の通り。

- 就学時健診の巡回
- 相談員と支援員3人一組となり、外国人の子供が在籍する多治見市内21校の小中学校を巡回。子供の状況に合わせて日本語指導や教科の学習支援を実施
- 新入学の案内等、就学に必要な書類を翻訳・配布
- 学校からの申請により懇談時の通訳派遣、通信や通知表などを翻訳（翻訳依頼はシステム上で一元管理）
- 不就学の子供への対応（面談・指導）

（多治見市教育委員会「令和4年度多治見市外国籍等児童生徒支援の概要」（令和4年11月）より）

2. 多言語での資料提供

多治見市では就学に係る各種資料を多言語（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語）に翻訳し、配布している。作成している資料は以下の通り。

- 新入学の案内（添付資料は英語、日本語）
- 就学への案内（不就学の子供用）（添付資料は英語、日本語）
- 外国籍等生徒向け進路説明会（添付資料は英語、スペイン語、日本語） 等

3. 日本語初期指導教室

多治見市の小中学校への就学を希望し、日本での学校生活に慣れておらず、日本語での授業に必要な日本語を十分に習得していない外国ルーツの児童生徒を対象に、日本語初期指導並びに学習支援を行っている。内容は学校の決まりや習慣、日本文化を学ばせる適応指導から、日本語での意思伝達やあいさつなど生活に必要なサバイバル日本語、国語や算数／数学、社会といった学習支援まで行う。

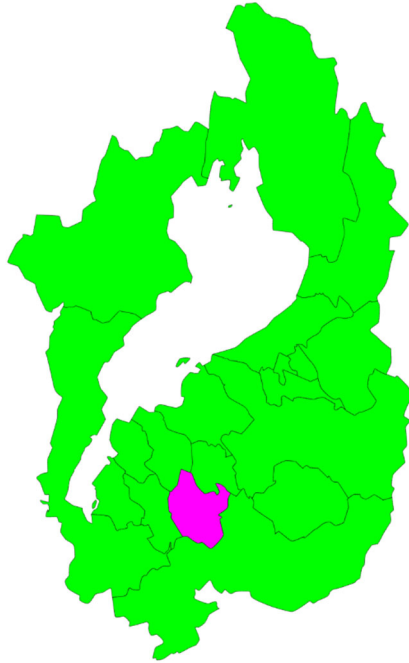
4. 外国籍の子供のための学習支援会

多治見市教育委員会では、春・夏・冬休みに外国籍等児童生徒に対し、日本語指導・学習支援会を実施している。相談員と支援員が指導者となり、夏休みの宿題の支援、日本語学習支援指導、学習支援を行う。不就学の子供も参加し、学習指導を受ける。募集の案内は日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語の6言語で行う。（添付資料は日本語、スペイン語、中国語）

5. 多言語進路説明会

多治見市教育委員会では多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）での進路説明会を実施している。内容は高校進学やキャリアの話であるが、中学生に限らず、小学生も参加する。進路説明会では、学校（公立・私立）や就職の仕組みから、入試システムと外国人の入試、就学に係るお金の話（学費や定期券等）まで詳しく説明する。

湖南省教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
54,583 人	3,244 人(5.9%)	①ブラジル ②ベトナム ③インドネシア	258 人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月末時点）

外国人住民の居住の状況
1990年の入管法（出入国管理法及び難民認定法）改定以降、2世の配偶者と実子（3世）も日本に定住できるようになり、湖南工業団地がある湖南省でも在日ブラジル人の人口が増加し、湖南省は滋賀県内で最もブラジル人が多い市町村の一つである。平成31年度に文部科学省「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図る取組を支援）の認定地域となっている。

参考：平成31年度「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」に係る報告書の概要及びワールド・ファミリーバイリンガルサイエンス研究所HPを基に作成

1. 日本語初期指導教室「さくら教室」

日本語レベルが日本の学校で学ぶことが難しい義務教育段階の外国籍の子供を対象に、日本語レベルの向上と日本の学校生活に慣れるために日本語と算数を学ぶ教室を提供する。期間は約3カ月間、通常の学校と同じ時間帯に開講する。教室は、室長（元校長）、通訳2名（ポルトガル語）の計3名で運営されており、運営費は湖南省が確保しているが、一部保護者から徴収している（1か月の保護者負担費用：給食費 3,800 円、教材費・消耗品費 500 円程度）。

「さくら教室」の案内は転入時点で案内をし、各子供の状況に応じて提供するレベルや教材を変えるなど、独自の教材で教えている。さくら教室から日本の学校へ通い始めるタイミングは、保護者、本人、指導員との面談を通じて個別に判断している。

同教室の提供により、外国人の子供の日本の学校へのスムーズな接続が可能となっている。課題としては保護者の送迎が必須であるため、遠い地域の子は保護者が送迎できず通うことが難しい点が挙げられる。

2. 学校への通訳や日本語支援員の配置

県から必要な学校に日本語指導教員を配置している。外国籍の子供が多い学校については常勤、少ない学校は非常勤となっている。

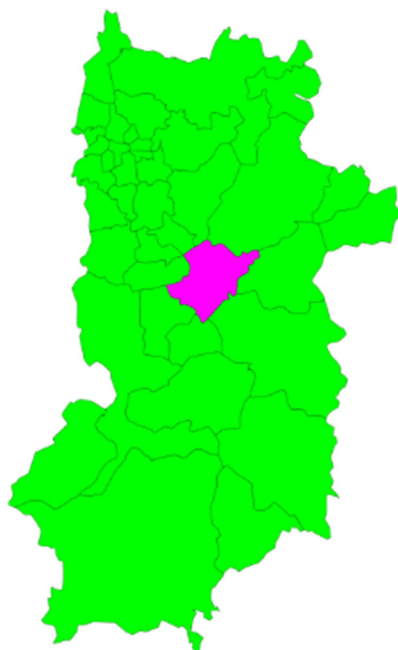
通訳についても、市から会計年度ごとの任用で必要な学校に配置している。ポルトガル語通訳が主であるが、それ以外の言語については市役所の通訳を必要な時に派遣したり、翻訳機等 ICT 機器による通訳を利用したりして対応している。通訳は県や市の国際協会とも連携し確保している。

また、滋賀県からの補助金により、家庭での母語によるコミュニケーションを支援するために母語支援員も配置している。

3. 小中学校日本語教室担当者会議の開催

年3回日本語教室担当者会を開催し、現状や課題の共有、交流会の計画等を行っている。同会議には教育委員会の職員も参加し、市の指導方針等の説明を行っている。同会議により、日本語指導についての各校の課題の共有やそれに対する対応方法の相談などを行ったり、各指導者が使用した日本語指導の教材を共有したりしている。

吉野町教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
6,388人	79人（1.23%）	①ブラジル ②フィリピン ③ベトナム	13人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和4年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和4年6月末時点）

外国人住民の居住の状況
吉野町は古くから木材加工の製材所があり、平成9年～10年頃より就業のために外国人の移住が始まった。それ以降、最初に移住した外国人が家族や親戚などを吉野町に呼び寄せ、継続的に居住するようになった。国籍はボリビア、ブラジル、フィリピンなどが多いが、最近インドネシアやベトナムからも移住がある。吉野町の小学校・中学校は令和4年度より合併し小中一貫教育校が1校のみ存在し、外国籍の就学年齢の子供たちは皆そこに在籍する。

参考：吉野町教育委員会へのインタビュー調査を基に作成

1. 外国人の子供の受入れ校に対する支援

吉野町では県から予算で日本語指導員（スペイン語可）を学校に配置（週2回1日3時間）しているが、吉野町独自の予算で配置時間数を増やし、学校でのより充実した支援を目指している。日本語指導員は、子供の日本語指導のほか、教師と保護者との面談や連絡

事項の通訳も務める。日本語指導員の支援により、外国籍の子供は授業の理解が進み、友人とのコミュニケーションが取りやすくなったという成果があった。また、中学校で実施する進路説明会でも日本語指導員が生徒の横について説明するなど、学習から進学までトータルな支援を実施している。

2. 都道府県や国の事業を活用した取組

吉野町教育委員会では、令和4年度より、外国籍の子供の保護者を含めた大人を対象とした日本語教室（生活のための日本語）を週2回程度開催している。この日本語教室は奈良県から支援を受けて実施しており、奈良県は文化庁の「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の補助事業者となっている。地域に住む外国籍の大人が日本語を理解することで、日常生活に役立つだけでなく、子供や学校との円滑なコミュニケーションにもつながる。

定住する外国人が一定数いる吉野町では外国籍の住人自らが日本語を理解することが重要と考え、以前から日本語教室の開催に向けた取組を進めている。現在、文化庁の事業採択を受けて、取組をより持続可能なものにするために、また、取組による成果を見える形にするため、県の支援を受けながら、生活者のための日本語教室の開催を目指した具体的な取組の段階にある。